

知識は
力なり

My Adviser

(顧問弁護士)

かじやまと

加地 和 法律事務所報

TEL 075-821-2884

FAX 075-821-2823

<http://www4.ocn.ne.jp/~yamakaji/>

京都市中京区丸太町通御前西入ル北側



弁護士政次

ごあいさつ

暑かった夏も終わり、ようやく秋めいてきましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。さて、前回に引き続きまして、インターネットの利用に関するトラブルを検討しますが、そのうち、今回はインターネットを利用した商取引をめぐるトラブルについて考えてみたいと思います。

平成23年9月

弁護士 政次 秀夫

事務局 川端広美・井上はるみ

インターネットを利用した取引

(問1) ネット上のオークションで気に入った時計を見つけました。商品の説明には「超美品です。中古品のためノークレーム・ノーリターンをお願いします。」と記載されていました。しかし、実際に送られてきた時計は、傷だらけでした。どうしたらよいのでしょうか。

(答え) 「ノークレーム・ノーリターン」とは、オークションサイトで特に中古品を販売する場合に、出品者が商品への文句や返品を受けつけないことを明示する決まり文句です。

しかし、「ノークレーム・ノーリターン」といっても、それは出品者の説明を前提にしています。「超美品」の中古品ということで常識的に考え得る範囲でのキズについてはともかく、限度を超えるようなキズでも受忍しなければならないという意味ではありません。

本件では、傷だらけということですから、常識の範囲を超えるキズがついているといえます。したがって、①錯誤を理由とする無効(民法95条)、②詐欺を理由とする取消し(民法96条)、③商品の瑕疵を理由とする解除(民法570条)を主張して、出品者に返品・返金を請求することになります。また、出品者が業者の場合は、消費者契約法4条1項1号(不実告知)や4条2項(不利益事実の不告知)に基づき、取消しを主張することもできます。

(右上へ)

(問2) ネットショップで財布の購入申し込みをしました。しかし、10日ほどたっても返信がないので、申し込み取消しのメールを送りました。ところが、数日経って、請求書が同封された財布が送られてきました。ショップ経営者に問い合わせたところ、申込確認後、すぐに申込みを承諾した旨のメールを送信しているため、契約は成立していると言われました。どうすればよい

のでしょうか。

(答え) 商品の売買契約は、買主と売主がお互いに発した「申込み」と「承諾」の意思表示が合致することで成立します。契約当事者が遠隔地にいる場合、民法は、契約の成立する時点、契約の申込みに対する承諾の意思表示が発信された時と規定しています(民法526条1項)。しかし、インターネットを通じたコミュニケーションは、郵便とは異なり、遠隔地であっても、瞬時に相手に到達します。そこで、電子消費者契約法4条では、電子承諾通知について、民法526条1項の適用を排除しており、その結果、承諾の効力は、通知到達時に生じることになります(民法97条)。

本件では、ショップ経営者のメールが買主に届いていない以上、いまだ契約は成立しておらず、契約成立前に、買主が申込みを撤回しているため、契約は不成立です。したがって、あなたは代金を支払う必要はありません。事情を説明して、すぐに着払いで商品を返品しましょう。

★ 本書は無料でお送りしています。法律に悩んでいる人があれば、この内容を教えて頂いたり、また、その人を御紹介下さいませ。加地和法律事務所ホームページには250問答を掲載しております。

誠に恐れ入りますが、次回からFAX送信を希望されない場合は、配信停止希望欄にチェックいただき、FAX番号をご記入の上ご返信だけでしたら幸いです。

配信停止
FAX

★ 「加地やまと法律事務所の事務員たち」のブログ 随時更新中です。

(広告㊄)